

平成22年11月15日

グリーンメゾン鶴牧 - 3団地組合員各位

平成23年度

シンボルゾーン整備および法面整備の方向性について

平成22年度 グリーンメゾン鶴牧 - 3住宅管理組合
理 事 会
植栽管理委員会

植栽管理委員会では『植栽管理計画』に基づき昨年度からシンボルゾーン整備計画とこれからの法面整備計画について討議を進めてきました。このたびその整備方針が固まりましたので、下記の日時でその結果を報告します。万障繰り合わせの上ご出席くださいますようお願い申し上げます。

【住民説明会】

日時 ; 平成22年11月28日(日)10時
場所 ; 住宅管理組合集会所

住民説明会当日は本資料をご持参ください。

平成21年4月

グリーンマンション鶴牧ゾーン別植栽環境図【整備概念図】

低木を中心とした景観の創造

生垣プロックと落葉樹による景観の創造

花壇を中心とした景観の創造

低木を中心に常緑樹、落葉樹により変化を持たせ、グリーンマンションの景観の創造

変化を持たせる樹木



凡例

- 低木ゾーン
- 落葉樹・常緑樹の混合ゾーン
- 落葉樹を主体としたゾーン
- シンボルゾーン
- 生垣
- 主要樹木(シンボルゾーン、公園を除く)
- 花壇
- 植物

落葉樹を主体としたゾーン(特に建物側は落葉樹をメインに配置)と常緑樹とが逆配置となる

落葉樹と常緑樹との混合ゾーン



樹林中心とした法面景観【北法面のイメージ】



シンボルゾーンの整備および法面整備の方向性について

平成22年11月15日

植栽管理委員会

植栽管理委員会では『植栽管理計画』に基づき昨年度からシンボルゾーン整備計画とこれからの法面整備計画について討議を進めてきました。以下にその結果を報告します。

ここでシンボルゾーンとは次の4か所のエリアを指します。

シンボルゾーンA ; 管理事務所前広場（花壇や林も含む）

シンボルゾーンB ; 北側団地入口付近

シンボルゾーンC ; バス停西側法面

シンボルゾーンD ; 法面北東隅角部

シンボルゾーンAは居住区内にありますが、シンボルゾーンB、C、Dは法面に含まれていますので、ここでは「シンボルゾーンAの整備」と「法面整備」に分けて説明します。

1. シンボルゾーンA(管理事務所前広場)の整備

シンボルゾーンAは当団地の中心であり、『植栽管理計画』でも「景観を重視し樹木等を定期的に整備する」「主として枝落しなどにより風通しよくする」と記されています。

シンボルゾーンAの整備の方向性は、団地中心のシンボルゾーンとして季節感を持たせた樹木構成を目指し、やすらぎを与える場にしていきます。

広場内の樹木も高木化して、今年前半までは林の中が薄暗くなるほど繁っていましたが、今年高木剪定を行い見違えるほどにすっきりし、林の中も明るく陽が射すようになりました。来年度は以下のような整備計画を提案します。

7号棟側の高木4本を伐採し落葉樹に植え替える

剪定しても枝葉はまた伸びてきます。常緑樹は冬季も緑の葉を茂らせていますが、貴重な日差しを遮ってしまいます。ここを落葉樹に変えることによって、夏は葉を茂らせ日陰を作り、秋は紅葉し、冬は葉を落して陽だまりを作り出すような、季節変化を持たせます。

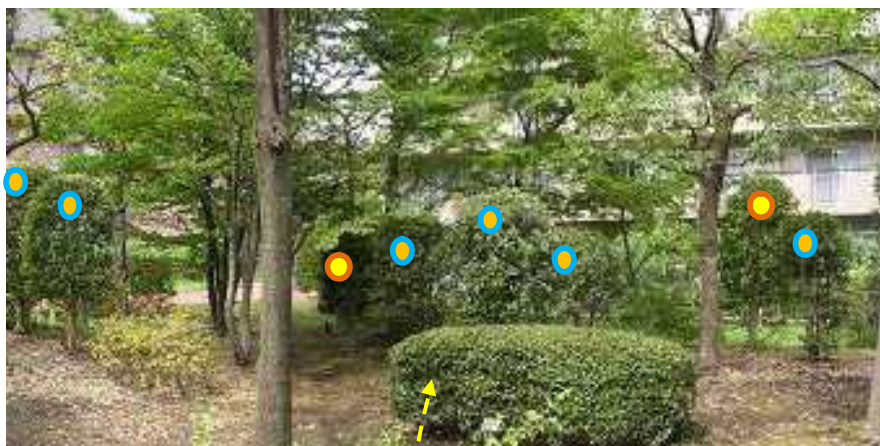
(右写真) 常緑樹は剪定済み。

● は23年度落葉樹に植え替える



林の中の低木 ヒイラギ、ヒサカキを撤去する

これまで暗い林の中に低木があり、鬱蒼としていました。常緑樹の剪定が終わり、現在は日が差していますが、いずれ枝葉が伸びまた日陰となっていくでしょう。そこで先ず林の中のヒイラギとヒサカキを撤去します（ツバキそのまま）。今後様子を見ながら、常緑樹から紅葉の美しい落葉樹に植え替え、季節変化を楽しめるようにしたいと考えています。



ヒサカキ ● 印；ヒイラギ ● 印；ツバキ

集会所前広場正面のマテバシイを伐採し、シンボリックな樹木を植樹する。

管理事務所正面から見たマテバシイは重苦しい感じがします。落葉樹であるヒトツバタゴ（ナンジャモンジャ）を植え、当団地のシンボルツリーにしたいと考えています。

なお、隣のシラカシの大木は、時期を見て伐採します。木を育てていくには開けた空間が必要です。隣に枝葉を伸ばした大木があると、それを避けて成長するため、5号棟側に曲った樹になってしまいます。



マテバシイ

シラカシ

2. 法面整備の方向性

シンボルゾーンB, C, Dは法面に含まれますので、法面整備の一環として実施します。以下に提案する整備を進め、「明るくすっきりして、緑豊かな法面」を実現します。

(1) 日常管理

低木の剪定

東法面（C - D）、北法面のアジサイは伸びきってしまったので、7月に剪定を実施しました（写真右）。法面はアジサイ以外にも、ヤマブキ、ツツジ、ドウダンツツジ、ピョウヤナギなどの様々な低花木があります。剪定は一度やればこれで終わりというわけではなく、年々また伸びてきます。今後も状況を見ながら、適時実施します。



アジサイの剪定（東法面）

法面の藪払い

北法面北東角付近（D - B間）や北法面（8～9号棟北側）は草や低木が伸び放題で藪になっています。そこで7月に北法面北東角付近の藪の刈り払いを行い、9月からは8～9号棟北側法面の藪の刈り払いを実施しています。これらも一度藪払いすれば終わりというわけではなく、日頃から藪化させないように注意し、すっきりした法面を維持していく必要があります。



藪払いの済んだ法面北東角（D - B間）



藪化した北進入路の法面（8号棟北側）

強風雨、降雪の後の法面整備

強風雨、降雪の後では法面いっぱいには折れた枝が散乱します。これらの整理も必要ですが、法面は広いので結構手間がかかります。

その他の整備

この他に、バス停付近の笹の刈り込みや低木に絡まる蔓性植物の除去なども実施します。住民の方にも一斉草取りでご協力いただいております。

(2) 低木類の補植、移植

アジサイ

東法面、北法面にはアジサイが植えられていますが、歩道側に切れ目なく植えられている部分、まばらな部分、あるいは法面いっぱいには広がっている部分など様々ではありません。法面の低花木は歩道沿いに植え、法面の奥はすっきりさせたいと考えています。このため途切れている部分に補植をし、法面いっぱいには植えられている場合はこれを歩道沿いに移植します。(前ページのアジサイの写真参照)

特に、北進入路沿いのアジサイが途切れているところ(電線地中化による除去部分を含む)は、今年度中に補植したいと考えています。

その他の低木

東法面(C-D)や北法面北東部(D)には、アジサイ以外にも、ヤマブキ、ヒュウガミズキ、シャクナゲ、ツツジ、ビョウヤナギ、ドウダンツツジなども花をつけます。春先に花の付き具合を確認し、どこにどのような種類を固めるか検討しながら補植、移植を実施します。

(3) 法面の間伐

この団地も築27年になり、植えられた樹木も高木化・大木化し、枝葉をいっぱい伸ばし、林床が薄暗くなるほど繁っています。「明るくすっきりして、緑豊かな法面」を実現していくために、以下の様に間伐・枝落しを進めます。



法面の樹木の茂り（対岸からの眺め）

間伐計画

東法面・北法面には約500本の樹木が生えていますが、まだ樹木が混み合う状態がところどころに見られ樹木の成育を妨げ、立ち枯れが発生しています。最近の目視調査により法面全体の約2割程度（周辺樹木の成長を促すための間伐樹木、立ち枯れ樹木、危険樹木等）を間伐対象樹木の候補として見込んでいます。これらの樹木を5年～10年の長い期間をかけて間伐し、法面整備を行っていきます。

また、グリーンライブセンターから樹木管理に関して、以下のようなアドバイスをいただいています。

J Sの当初の法面設計では、植林の時は小さな区画ごとに幼木を2～3本植えて、成長の良いものを残す前提になっています。ですから法面の木も隣接して2～3本成長していたら、1本だけ残して他の木は伐採しなければなりません。また幼木を植える時は間隔をつめて植樹していきますので、生長するに従い枝葉が伸び重なり合い、林床にも陽が射さないようになってしまいます。日陰の枝葉は枯れ、勢力争いに負けた木は日陰にされ、病気や立ち枯れの原因にもなります。林床に陽が届かないため、地面には日陰に強い植物だけがはびこることにもなります。

東法面、北法面全体を見て回りチェックしたところ、今年の猛暑などの理由もあり、立ち枯れ木や枯れかかっている木が多く見られます。

ですから、木が繁っていたらそのまま茂らせておけばよいのではなく、**樹の成長に従い、枝葉が重ならない程度に、間伐していく必要があります。成木の場合の間隔は10m位が必要です。**

間伐作業の分担を、業者委託と住民(緑の会)作業に割り振ります

築27年を過ぎ、法面の樹木も高木化・大木化していますので、間伐をすべて業者委託にすれば莫大な費用がかかります。

大木化してしまった樹木、歩道側・住居側で伐採に危険が伴う樹木、隣の樹木の枝葉が邪魔になり簡単に倒せそうもない高木、これらを業者に委託します。比較的細めで、場所的に倒しやすい樹木は住民(緑の会)作業に割り振ります。業者委託と住民処理の割合は6:4程度に想定しています。整備費用については過去実績をベースに検討します。

実施計画は単年度ではなく、5年または、それ以上の長期間を設定する

間伐を業者委託と住民作業に分けた上で、業者委託分は来年23年度の法面整備、次回27年度の法面整備、そして残りはその次回の・・・というように分割します。住民作業分は無理にならないよう、できる範囲で毎年少しずつ実施します。このように設定することで、費用の突出を防ぎ、かつ風景の変化がゆるやかになるようにします。

平成23年度大規模法面整備計画について

では実際に、来年度の法面整備にはどのように間伐していくのか、以下の選定基準に基づいて、来年度の伐採、枝落としの樹木選定を行いました。

【選定基準】

- (a) 立ち枯れ木は伐採する
- (b) 歩道沿いの大木は伐採する
- (c) 歩道にのびている枝、駐車場にかかる枝の枝落とし
- (d) 桜に支障になる木は伐採または剪定する

以上の基準で伐採・剪定・枝落とし候補樹木を選びました。予算内に収めるよう優先順位を決め23年度処理範囲を決めていきます。

以上の説明の中で、「住民作業」とは、具体的には「緑の会」が作業を行います。「緑の会」の作業はボランティアによる作業です。緑の会の会員として専門家でも業者でもありません。庭いじりが好きな趣味人の集まりでもありません。皆さんと同じこの団地の住民です。自分たちの力で、少しでも植栽環境を良くしていこうと、月々の作業をしております。

これからの「緑の会」は、植栽管理委員会と緊密に連携し、協力し合って法面整備を進めていくこととなります。しかし泣き所は、人数不足で能率が上がらないことです。出来るだけ多くの住民の方の「緑の会」への参加をお願いいたします。

(4) 個別整備

8号棟北側法面への補植



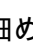
(平成22年10月実施済)

2～3年前から要望が出てますので早急に実施しました。

(写真右は植樹前の8号棟北側法面。伐採後に空き地になったままでした)



北進入路両側の樹勢の弱まった桜を新しい木に代える (Bゾーン)

北進入路、8号棟寄りの部分。樹勢の弱まった桜を伐り 、新たに桜  とモミジ  を植える。ただし、破線円内の細めの樹木が混んでいるのが分かります。この辺の間伐も必要です。(23年度)



右下は昨年春の北進入路左側(防火水槽側)桜の開花時期の写真です。市道の桜(オオシマザクラ)は満開なのに、手前進入路の桜(ソメイヨシノ)は花をつけていません。桜の種類と場所によっても開花時期がずれてきますが、この時奈良原公園のソメイヨシノは満開でした。この枯れ木のような桜も数日後にはようやく花をつけましたが、樹の上の方にわずかに咲いたのみです。



これは数年前、車両の通行に邪魔になると、太い枝をばっさり切り落としたために、樹の勢いが弱まってしまったためです。

この桜を少しでも元のような桜並木に戻したいと、樹勢の弱まった桜から新しい桜への更新を考えていますが、数年後に道路工事が予定されているとのことで、その状況を見てから着手したいと考えています。

バス停付近（Cゾーン、階段脇の部分）の植生ブロックのツツジの補植

植生ブロックの角の部分のツツジが無くなっています。この部分へ補植します。この写真奥の部分（多摩センター寄り）の部分にもツツジが無くなっている箇所がありますが、そちらは樹の陰になりますので補植しません。



バス停付近（Cゾーン）のモミジの下のツバキ2本を日当たりのよい場所へ移植
法面北東角（Dゾーン）、低木の根元にマツバギクを植える

3. シンボルゾーン整備及び法面整備(平成23年度)の予算計画

平成23年度は5年毎の大規模法面整備の年に当たります。この費用の中でシンボルゾーン整備を行います。大規模法面整備費用の過去実績を見ますと、約140万円～170万円ほどかけています。平成23年度はこの過去実績を超えない程度を想定して、次のように計画します。

シンボルゾーンA	中央広場7号棟側、高木4本伐採	18万
	中央広場7号棟側、落葉樹の植樹 (イロハモミジ、ナナカマド、カマツカ)	14万
法面整備	バス停西側、植生ブロック角部分のツツジ補植	4万
	法面樹木の間伐、枝落とし	115万
	予備費(その他の落葉樹苗代、低花木苗代等)	19万
総計		170万